

## 第3章 人権教育・啓発の推進

すべての人が尊重され、差別のない社会の実現のためには、人権教育や啓発を生涯にわたり、粘り強く実施していく必要があります。

人権教育・啓発は、生涯学習の観点で幼稚園や小学校から家庭、職場、地域までのあらゆる機会において、また、それぞれの発達状態に合わせて推進することが大切です。

ここでは、人権教育・啓発の具体的な推進方法について整理しています。

### 1 あらゆる場における人権教育・啓発

#### (1) 学校等

##### ①経過

国は、平成20年3月に「人権教育の指導方法などの在り方について（第三次とりまとめ）」を示しました。

その中で人権教育の目標として『児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること』とされています。

長崎県では、2013年（平成25年）3月に「長崎県人権教育基本計画」が改定され、「日常生活の中において、人権感覚が態度や行動に現わすことができるよう学校、家庭、地域社会、職場等のあらゆる場や機会において、人権教育・啓発を推進します。」とされています。

本市においては、2010年（平成22年）3月に「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を策定し、国の基本理念と連動させ人権教育を推進してきました。佐世保市教育委員会においても2013年（平成25年）3月に「佐世保市教育振興基本計画（第2期）」を策定し、人権教育全般について、他の部局と連携をしながら推進してきました。

具体的施策として、幼児期においては、これから続く義務教育や生涯にわたっての人格形成・生きる力の基礎を養う大切な時期であるため、幼児が適切な教育・保育を受けられるように取り組んできました。さらに義務教育段階になると、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を基盤に、地域を取り巻く環境や児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進してきました。

## 第3章 人権教育・啓発の推進

た。また、児童生徒に対して、「人権」を知的に理解させるだけでなく、態度や行動となって現れるような「人権感覚」を身につけさせ、自他の価値を尊重したり、多様なものを肯定的にとらえたりする態度を持ち、他の人の立場に立って考える思いやりの心、伝え合うためのコミュニケーション能力、そして人間関係を調整する実践的な能力を育ててきました。

一方、教職員に対しては、インターネットや携帯電話等による人権侵害など、人権にかかわる様々な新しい課題も踏まえ、教職員研修の充実及び指導力の向上を図ってきました。

### ②現状と課題

子どもたちの人権尊重の態度を養うためには、それぞれの発達状態に応じて、人権教育を進めていく必要があります。

幼児期においては、幼稚園・保育所に通園している幼児や在宅の幼児とともに、保護者への子育て不安や負担に対する支援が必要です。

そこで本市では、人権尊重の社会をめざし、すべての小・中学校で、学校教育目標に人権尊重の趣旨を盛り込んでいます。各学校では、教育活動全体を通して、同和問題を含め様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することをめざして人権教育を進めています。

しかし、近年は人権にかかる問題が多様化しており、子どもたちのいじめ問題についても、最近ではインターネットや携帯電話の普及による誹謗中傷やいじめなどの人権を著しく侵害するという大きな問題の解決が喫緊の課題となっています。

このため、子どもたちの心の悩みを癒し、発達状態に応じたカウンセリングができる体制づくりが必要であり、子どもだけでなく、教職員のメンタルケアも含めて、人として心豊かに生きるための環境づくりが課題となっています。

### ③具体的施策の方向

佐世保市教育方針では「学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める」としております。佐世保市教育委員会では、佐世保市教育方針でうたっている「学びの社会の実現」のため、2013年（平成25年）3月に「佐世保市教

育振興基本計画（第2期）」を策定しました。今後は、同計画に基づき、以下の施策を推進します。

### 1. 幼稚園・保育所等や地域の連携と子育て支援

推進項目	推進内容
子育て支援を行う 環境づくり	地域子育て支援センターによる交流の場の提供、育児相談・子育てに関する情報を提供します。
	児童センターの利用を促進し、子どもの健全育成に寄与します。

### 2. 保幼小連携の促進

推進項目	推進内容
保幼小連携の推進	保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資質向上のため研修の充実と保幼小連携の推進などを行います。

### 3. 教職員の資質向上の取組

推進項目	推進内容
教職員などへの講演会や研修会の実施	人権教育研究講演会等の開催、または、各学校での校内研修・研究活動を通じて、人権教育の意識の向上に努めます。
教職員をはじめとした人権啓発講演会などの開催	教職員をはじめとした学校・地域・企業を対象にした講演会・研修会を開催し、人権意識の向上に努めます。

### 第3章 人権教育・啓発の推進

#### 4. 「いのちを見つめる強調月間」の実施

推進項目	推進内容
心の教育の推進	「いのちを見つめる強調月間」を設定し、一般市民を対象にした講演会の開催や、各学校での道徳授業を公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進しています。

#### 5. 教育相談の充実

推進項目	推進内容
生徒指導の充実	学校へ心の悩みや生徒指導にかかる専門の相談員（ソーシャルワーカ・臨床心理士）を派遣します。
	青少年教育センターを中心に不登校やいじめなど問題行動を抱える家庭・教員・学校に対して相談事業を行います。
	青少年教育センターで、不登校児童生徒の学校への復帰へ向けての支援を行います。

## (2) 家庭、地域社会

### ①経過

長崎県は、保護者やPTA役員及び市町教育委員会人権教育担当者や社会教育担当者を対象に社会人権・同和教育地区別研修会や社会人権・同和教育推進懇談会、中央研修会などを開催して、家庭教育・社会教育における人権教育・啓発活動を実施してきました。また、家庭、学校、地域社会、行政が一体となって子ども一人ひとりを守り育てるために、まずは大人が変わろうという取り組みである「ココロねっこ運動」を2001年度（平成13年度）から実施しています。

本市においては、2012年（平成24年）に「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」を策定し、翌年には「佐世保市教育振興基本計画（第2期）」を策定しました。教育集会所において、地域の人権教育の推進・学習機会の提供を行いました。また、各地区公民館において人権教育講座を開催するとともに、企業や生涯学習団体に対し、講師を派遣するなど人権教育の啓発のために様々な取り組みを行ってきました。

すべての教育の原点とも言える家庭教育を支援するために、家庭教育講座等の開催やPTAと連携した研修会を行ってきました。

また、法務省から委嘱された人権擁護委員や人権啓発推進協議会と連携・協働して、様々な人権啓発を行っています。

### ②現状と課題

現在においても、様々な人権問題が発生しています。

県内の法務局における人権相談受理件数は減少傾向にありますが、平成25年には2,803件の相談があり、今後も人権意識を高めるために啓発活動を行う必要があります。

### 【具体的施策の方向】

市民一人ひとりが、人権問題を正しく理解・認識し、人権に対する意識の高揚を図るため、以下の施策を実施します。

### 第3章 人権教育・啓発の推進

#### 1. 社会教育施設における人権教育の推進

推進項目	推進内容
人権啓発・教育の推進	佐世保市教育集会所や各地区公民館において人権啓発をはじめとする講座・講演会を開催し、人権啓発を行います。

#### 2. 地域における人権教育の推進

推進項目	推進内容
生涯学習の推進	「佐世保市生涯学習ボランティア活用事業」の充実により、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、生きがいづくりの推進に努めます。また、「佐世保市まちづくり出前講座」の充実を図り、市民の市政に関する理解を一層深め、自発的な生涯学習活動を支援し、学習機会の充実を図ります。

#### 3. 人権に関する関係団体との連携・協働の推進

推進項目	推進内容
関係機関との連携による啓発	佐世保市人権啓発推進協議会と協働して、市民への人権啓発講演会や研修会を開催し、人権啓発に努めます。
	佐世保人権擁護委員協議会と連携して、相談や啓発など人権擁護に努めます。
	市内小学校への入学説明会における「させぼ子育て講座」や中学生の保護者を対象とした家庭教育講座、PTAを対象とした研修会を開催し、家庭教育支援に努めます。 また、長崎県の「長崎っ子のためのメディア環境協議会」によるメディア安全指導員によるインターネットや携帯電話の啓発にも努めます。

#### (3) 企業、団体等

##### ①経過

企業及び団体等においては、人材・資材・資金・情報等を活用して、設立目的に沿った活動を行っていますが、これらの活動は、労働者のみならず、地域社会全体にも大きな影響を与えるものです。また、その活動は、関係法令の遵守及び基本的人権の尊重を前提として豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任が強く求められています。

これら企業等の活動には、株主、労働者、顧客、地域コミュニティーなどとの信頼関係の構築が重要となります。環境問題、女性労働者の待遇、障がい者、高齢者等の雇用にかかる法令遵守も求められています。

企業や団体においては、従業員等に対して人権啓発にかかる研修など様々な施策の取り組みが行われているほか、国・県・市が主催する講演会や各種イベントに参加するなど積極的な対応も見られます。

##### 【現状と課題】

企業・団体等においては、様々な形での人権研修を実施するなど人権問題への取り組みがなされていますが、雇用面において女性が男性と均等な取扱いを受けていない事例や新規採用時における不適切な質問などで基本的人権を考慮しない企業なども見られます。

また、職場でのパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの問題が生じており、経営者及び従業員等は、社会的責任を認識すると共に、常に人権問題を意識して行動することを求められています。

##### 【具体的施策の方向】

- ①企業等からの参加を得て、各種人権啓発講演会や研修会を開催し、人権意識の高揚に努めます。
- ②企業・団体等における人権啓発活動が重要であるため、企業等に研修会等の実施を求めることがあります。
- ③企業等が人権教育のため社内研修を実施する場合は、講師の紹介・教材や各種データなどの提供などの支援に努めます。
- ④企業などからの人権啓発研修への講師派遣依頼については、継続して取り組みます。

#### (4) その他

人権教育・啓発に関する学習の機会は、家庭における教育、学校での教育、社会教育、職場での研修、地域コミュニティでの研修などがありますが、その機会は多く、かつ広く市民に提供することが重要と考えます。

これまで、社会教育・学校教育においては教育委員会により各種教育を実施してきました。

また、毎年、「人権啓発講演会」等を開催し、多くの市民に参加いただき、人権尊重の理念の普及に努めてきたところです。

近年、高齢者、障がい者、女性、子ども等が人権侵害を受ける割合が高くなっています。これらの人権侵害事件が増加している中で、これまで取り組んできた各種研修・啓発活動を更に充実させること及び体験的参加型のプログラムなどを取り入れることとします。

- ①国・県・他市町・企業等の研修内容を研究し、常に新しい手法を取り入れることで、研修・啓発活動の充実を図ります。
- ②研修等の内容を広報紙・ホームページ・テレビ・ラジオ・新聞等の媒体を通じて広く市民へ周知します。
- ③人権啓発にかかる関係機関とのネットワークを強化し、情報の共有化と共同事業の推進を図ります。
- ④町内会、自治会、公民館などと連携し、地域住民の方々への人権啓発活動の充実を図ります。

## 2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発

### (1) 市職員

行政を担う市職員が、様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身につけることは、各種行政サービスを適切に提供するうえで重要なことです。

これまで、新規採用職員への人権研修や人権啓発講演会への積極的な参加、あるいは人権をテーマとした各種の職員研修の実施によって、職員の人権意識の涵養を進め、より市民の立場に立った行政サービスを提供するよう努めてきました。

公務員である市職員は、市民一人ひとりの人権を守ることを共通の理念と認識し、心豊かで人権が尊重される社会づくりに取り組むため、一層の人権意識の高揚に努めるとともに、市職員を対象とした各種研修を実施します。

### (2) 教職員

幼児・児童生徒の教育に携わる教職員は、子どもの人権を保障するとともに、人権教育の推進に果たす役割の重要性を認識し、自らが人権意識を高める必要があります。

今後も、教職員を対象とした計画的な人権教育講演会や各種研修を実施し、人権尊重の理念を意識しながら、学校教育に携わるものとします。

また、教職員は、常に人権教育を基盤においていた授業を実践していきます。

### (3) 消防職員等

消防職員及び消防団員は、火災現場、災害発生時、救急出動等においては、家屋内に立ち入り、また、身体に触れるなど、市民生活と密接に関わる職務であるため、人権擁護には十分な配慮が必要です。

今後も、市職員研修、消防団員研修及び消防学校での人権啓発研修を実施し、人権尊重の意識向上を図ります。

### (4) 医療関係者

昨今の医療技術の進歩、高齢社会の到来、国民の生活水準の向上などで市民意識は大きく変化しています。

### 第3章 人権教育・啓発の推進

このような中で、医療従事者と患者との信頼関係のもとでのインフォームド・コンセントの浸透が求められており、さらに、医療に関する苦情や人権に関わる相談などに対応するための、相談員の知識の向上や接遇を含めたコミュニケーションスキルなどのレベルアップを図る必要があります。

今後も、医療従事者の養成機関や医療機関に対して、生命の尊厳と患者の人権尊重の観点から、人権教育の充実を求めていきます。

また、本市の医療関係者については、各種研修の充実を図るとともに、医療関係者の養成機関における人権教育の充実について働きかけます。

#### (5) 保健・福祉関係者

高齢者、子ども、障がいのある人等からの各種相談を受け、日常生活全般に対する密接な関係を保持している保健・福祉関係者は、特に人権尊重の理念を常に意識して活動することが求められています。

精神障がい者に対する理解を促進するため、精神保健についての知識の普及や医療、保健・福祉関係者に対する人権啓発講演会、研修会及びケースカンファレンスを実施しています。

#### (6) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアからの情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響を及ぼします。

人々が安心して生活できる社会や人権が尊重される社会を実現するために、人権の尊重はもちろん、偏見と差別をなくす視点に立ったマスメディアの活動が行われるように、マスメディア関係者に要請していきます。